

秋田県障がい者総合支援協議会人材育成部会設置要項

（設置）

第1条 秋田県障がい者総合支援協議会設置要綱第3条に定める調査審議の効果的かつ円滑な実施を図るため、同要綱第7条の規定に基づき、秋田県障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の下に、人材育成に関する部会（以下「部会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 部会構成員は、障害者の相談支援事業や障害者の福祉業務に従事する者等から、秋田県健康福祉部障害福祉課長が任命する。

2 部会の定員は、10人以内とする。

（任期）

第3条 部会構成員の任期は2年とする。なお、期間の途中で構成員の変更が生じる場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等の選出）

第4条 部会長は1人を置き、構成員の互選により選出する。

2 副部会長は1人を置き、構成員の互選により選出する。なお、副部会長は、部会長に事故等がある場合、その職務を代行する。

（部会の開催）

第5条 部会は、部会長が招集し、開催する。

（関係者の出席）

第6条 部会の開催に当たっては、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（部会の所管事項）

第7条 部会は、次の事項に係る調査、検討及び企画等を行う。また、所管事項に係る活動を行った場合は、遅滞なく、その概要を協議会に報告する。

- （1）障害福祉サービスに係る各種研修及び人材育成に関すること
- （2）その他必要な事項

（事務局）

第8条 部会の事務局は、秋田県健康福祉部障害福祉課内に置く。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年2月8日から施行する。